

石川県公安委員会規程第1号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程を次のように定める。

平成25年1月10日

石川県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づく行政処分の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象とする行政処分)

第2条 公表の対象とする行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第1項の規定による認定の取消し
- (2) 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示処分
- (3) 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業停止命令
- (4) 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業廃止命令

2 前項各号に掲げる行政処分のうち、次に掲げる場合は、公表しないものとする。

- (1) 法第7条第2項、第23条第3項又は第24条第2項の規定による同意又は第23条第2項による国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）からの要請に際し、運輸支局長から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合
- (2) 特段の事情により処分の公表が適切でないと公安委員会が認める場合

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、処分を受けた者に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 認定証番号
- (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号
- (3) 主たる営業所が所在する市町
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由

(7) 根拠法令

(8) 処分を行った公安委員会

(公表の方法)

第4条 公安委員会が公表対象処分を行ったときは、自動車運転代行業行政処分票（別記様式。以下「行政処分票」という。）を作成するものとする。

2 公安委員会が公表対象処分を行った場合の公表は、石川県警察のホームページに行政処分票を掲載することにより行うものとする。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、当該公表対象処分が行われた日から起算して2年間とする。

附 則

この規程は、平成25年1月21日から施行する。

別記様式

自動車運転代行業行政処分票

被	認 定 証 番 号	公安委員会 第	号
処	自動車運転代行業者		
分	の 名 称 又 は 記 号		
者	主たる営業所が所在する		
	市	町	
処	分	年	月 日
処	分	内	容
処	分	理	由
根	拠	法	令
処分を行った公安委員会	石川県公安委員会		

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、
営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施した
ところ、△△違反が判明したもの」等）。